

平成31年度都区財政調整東京都提案事項の概要（都）

平成30年12月4日
第1回都区財政調整協議会幹事会

首都東京は日本の成長のエンジンであり、世界の中でも輝き続ける持続可能な都市をつくり上げていく必要がある。

しかし、都と特別区を取り巻く環境を見ると、地方分権の観点からは容認することのできない法人住民税の国税化が行われることに加え、国は平成31年度税制改正に向けて、地方法人課税のいわゆる「偏在是正措置」として、法人事業税の一部を「国税化」した上で、地方譲与税として地方に配分する手法と地方交付税の原資とする手法の2つの検討を進めている。

都はこれまで、このような動きに対し、区の協力も受けつつ反論の主張を続けてきたが、国のこうした動きが出る背景には、東京一人勝ちという国や他の自治体から厳しい目があることを都区双方は改めて強く意識する必要がある、都区制度の根幹をなす都区財政調整制度をこれまで以上に適切に運営していくため、既算定内容も含めてより厳しく見直し、一層の合理化を図るなど、都区で自律的に算定を見直していかなければならない。

以上の基本的認識を踏まえ、東京都は下記のとおり提案を行う

記

東京都は、平成31年度都区財政調整協議において、各費目の算定内容の見直しについて6項目の提案を行う。

平成31年度都区財政調整東京都提案事項(都)

算定内容の見直し

【衛生費】

項 目	提 案 の 内 容
成人保健対策費（健康教育）の見直し	集団健康教育の実施に係る経費について、算定を見直す。
成人保健対策費（健康相談）の見直し	健康相談の実施に係る経費について、算定を見直す。

【経済労働費】

項 目	提 案 の 内 容
勤労福祉会館管理運営費の廃止（態容補正）	勤労福祉会館管理運営費の態容補正を廃止する。

【土木費】

項 目	提 案 の 内 容
土木自動車整備費の廃止	自動車リース料について、算定を廃止する。
沿道環境整備事業の廃止（態容補正）	沿道環境整備事業の算定項目を廃止する。

【教育費】

項 目	提 案 の 内 容
義務教育施設新增築経費の見直し（態容補正）	統廃合校について、算定を見直す。

平成31年度都区財政調整東京都提案事項説明資料(都)

1 衛生費

項 目	説 明																								
<p>【衛生費／経常】 成人保健対策費（健康教育） の見直し</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>改定後</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: right;">13</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td style="text-align: right;">△7</td> </tr> </table>	改定後	6	改定前	13	増△減	△7	<p>1 概 要</p> <p>本事業は、健康増進法に基づき、一般健康教育、歯周疾患健康教育、骨粗鬆症（転倒予防）健康教育等の健康教室、講演会等により、健康教育（集団健康教育）の実施に要する経費として算定されているが、標準区経費はほぼ据え置きとなっている。</p> <p>福祉保健局発行の「福祉・衛生 統計年報」によれば、近年参加延人数が減少傾向にあり、算定が実態と乖離していることから、前々年度の「健康増進事業費補助金」の実績に基づき事業費額及び特定財源額を見直すこととする。</p> <p>2 算定内容</p> <p><標準区経費></p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>改定前</td> <td>事業費</td> <td style="text-align: right;">1,394千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特定財源</td> <td style="text-align: right;">929千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>差引一財</td> <td style="text-align: right;">465千円（比例費）</td> </tr> <tr> <td>改定後</td> <td>事業費</td> <td style="text-align: right;">656千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特定財源</td> <td style="text-align: right;">437千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>差引一財</td> <td style="text-align: right;">219千円（比例費）</td> </tr> </table>	改定前	事業費	1,394千円		特定財源	929千円		差引一財	465千円（比例費）	改定後	事業費	656千円		特定財源	437千円		差引一財	219千円（比例費）
改定後	6																								
改定前	13																								
増△減	△7																								
改定前	事業費	1,394千円																							
	特定財源	929千円																							
	差引一財	465千円（比例費）																							
改定後	事業費	656千円																							
	特定財源	437千円																							
	差引一財	219千円（比例費）																							
<p>【衛生費／経常】 成人保健対策費（健康相談） の見直し</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>改定後</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: right;">19</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td style="text-align: right;">△15</td> </tr> </table>	改定後	4	改定前	19	増△減	△15	<p>1 概 要</p> <p>本事業は、健康増進法に基づき、健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とするものであり、重点健康相談と及び総合健康相談の実施に要する経費が算定されているが、標準区経費はほぼ据え置きとなっている。</p> <p>福祉保健局発行の「福祉・衛生 統計年報」によれば、参加延人数について多少の増減があるものの近年減少傾向にあり、算定が実態と乖離していることから、前々年度の「健康増進事業費補助金」の実績に基づき事業費額及び特定財源額を見直すこととする。</p> <p>2 算定内容</p> <p><標準区経費></p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>改定前</td> <td>事業費</td> <td style="text-align: right;">2,094千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特定財源</td> <td style="text-align: right;">1,396千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>差引一財</td> <td style="text-align: right;">698千円（比例費）</td> </tr> <tr> <td>改定後</td> <td>事業費</td> <td style="text-align: right;">402千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特定財源</td> <td style="text-align: right;">268千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>差引一財</td> <td style="text-align: right;">134千円（比例費）</td> </tr> </table>	改定前	事業費	2,094千円		特定財源	1,396千円		差引一財	698千円（比例費）	改定後	事業費	402千円		特定財源	268千円		差引一財	134千円（比例費）
改定後	4																								
改定前	19																								
増△減	△15																								
改定前	事業費	2,094千円																							
	特定財源	1,396千円																							
	差引一財	698千円（比例費）																							
改定後	事業費	402千円																							
	特定財源	268千円																							
	差引一財	134千円（比例費）																							

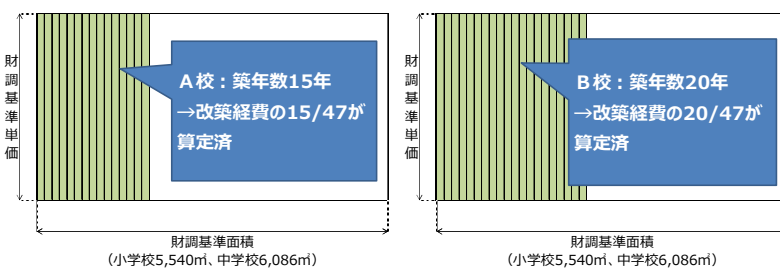
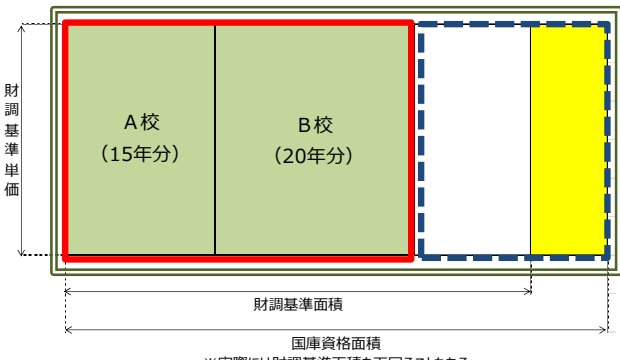
2 経済労働費

項 目		説 明
【産業経済費／経常】 勤労福祉会館管理運営費の 廃止（態容補正） (百万円)		1 概 要 昭和 50 年以降に都から移管された勤労福祉会館は、施設が担う機能面や運営状況等の変化が顕著であり、商工振興センターとの目的及び機能における重複が生じている。 こうしたことから、勤労福祉会館管理運営費の態容補正を廃止する。 2 算定内容 <標準区経費> 改定前 勤労福祉会館（一施設） 50,708千円 改定後 0千円
改定後	0	
改定前	609	
増△減	△609	

3 土木費

項 目		説 明
【道路橋りょう費／経常】 土木自動車整備費の廃止 (百万円)		1 概 要 土木自動車整備費は、5種類の車両を5年間のリース契約として賃借料を算定している。 平成30年度財調協議における区側発言を受け、各区の関連する事業の算定状況について、調査した結果、土木自動車整備費は、道路維持補修費等の経費に振り替わっている状況が確認された。 加えて、土木自動車整備費を除く道路維持補修費等のフレーム額に占める当該経費の割合が極めて少ないことから、現行の土木費で充足していると考ええる。 以上のことから、土木自動車整備費については、算定を廃止する。 2 算定内容 <標準区経費> 改定前 3,309千円(比例費) 改定後 0千円
改定後	0	
改定前	101	
増△減	△101	
【都市整備費／投資】 沿道環境整備事業の廃止(態容補正) (百万円)		1 概 要 現在、21項目を算定対象項目としているまちづくりに要する経費のうち沿道環境整備事業について、平成24年度の算定以降実績が無いことから、算定項目を廃止する。 2 算定内容 <態容補正> 改定前 (事業費－特定財源) × 2 / 2 改定後 算定廃止
改定後	—	
改定前	—	
増△減	—	

4 教育費

項 目	説 明						
<p>【小学校費・中学校費／投資】 義務教育施設新增築経費の見直し（小学校費/態容補正Ⅱ・Ⅳ、中学校費/態容補正Ⅱ）</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1" data-bbox="237 524 598 745"> <tr> <td>改定後</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </table>	改定後	—	改定前	—	増△減	—	<p>1 概 要</p> <p>義務教育施設の新増築に要する経費を加算しているが、統廃合による改築の場合、統合前のそれぞれの学校について、改築経費を算定していることから、当該経費を差し引くよう算定を見直す。なお、差し引く額については、統合前の築年数に応じた額とする。</p> <p>(改定前) 国庫資格面積により算出された額</p> <p>(改定後) 国庫資格面積により算出された額－算定済とみなす改築経費</p> <p><算定イメージ></p> <p>○ 統合前</p>  <p>○ 統合校</p>  <p>算定対象額 - 算定済とみなす金額 = 算定額</p> <p>2 算定内容</p> <p>※態容補正については、実績に応じて当初算定時に加算するため、影響額は「-」としている。</p>
改定後	—						
改定前	—						
増△減	—						